指名停止について

商号又は名称	株式会社尾上工務店
代表者の職及び氏名	代表取締役　吉川 靖洋
許可番号	高知県知事許可(特−１)第 8130 号
主たる営業所の所在地	四万十市中村上小姓町８番地
指名停止期間	１月（令和５年 12 月 13 日から令和６年１月 12 日まで）
指名停止理由	営業所の専任技術者を専らその職務に従事させるべきところ、政令で定める重要な建設工事に、監理技術者として配置したことにより、建設業法第７条第２号及び同法第 26 条第３項に違反し、同法第 28 条第１項に該当するとして、指示処分を受けていることが認められたため。 ※ 該当条項 四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領第３条別表第２第 10 号「市外における工事請負契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当